

平成 25 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 25 年 10 月 24 日（木） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：中央合同庁舎第 5 号館 環境省第二、三会議室

出席委員：指宿委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、乙間委員、奈良委員、原田委員、
平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長） 柳委員

欠席委員：宇野委員

（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目及び判断の基準の見直し（案）について

- 経過措置の設定、延長等について製品の普及状況で判断されているが、これは製品の種類数で考えているのか、価格を含めて考えているのか。
- ⇒ 省エネ法の多段階評価が設定されているものは、各メーカーが自主的に登録しているデータベースで検索できる形になっている。このデータベースで当該基準を満たすものが複数の事業者から機種数で 4～5 割提供されるようになった段階で、経過措置終了の判断をしているという状況である。（事務局）
- ヒートポンプ式電気給湯器の基準エネルギー消費効率は、どのような計算で行われているか。
- ⇒ 日常的なモデルを想定した年間の電力使用量を計算して出している効率である。（事務局）
- 会議運営の基準 については、紙の資料を配布する場合という想定なのか。衛生用紙などにも適用するのであれば、項目を分けて記載した方がよいのではないか。
- ⇒ ここで想定しているのは会議の配布資料である。（環境省）
- 明確にするためには、紙の資料を配布する場合で使用される用紙が、との前置きを書くべきである。
- プロジェクトの回収の仕組みが構築されたことに関連し、今後は化学物質の管理とともに希少価値が高まったものなどについて回収の仕組みを設けることが重要である。
- プロジェクトの回収の仕組みの構築は、判断の基準に入ったからこそ進んだといえる。配慮事項の注目度はまだ低いため、例えば会議の飲料や運搬については、経過措置であっても判断の基準に設定するべきではないか。
- 会議運営の基準案は紙の使用を前提としているが、ペーパーレスの考え方は取り入れられないか。会議の開催に伴う環境負荷についてどの部分が大きいかをみて判断したものか。また、冷暖房のマネジメントシステムなどは検討されたか。
- ⇒ 会議では通常、紙の資料が配布されており、まずは紙の使用量の削減を図るべきであると考えた。会議において直接的に負荷の大きい部分は紙であり、それ以外は配慮事項として整理をした。空調の管理等については、会議の目的等により場所を選ぶ際の制約があるため配慮事項でも難しいと判断した。（環境省）
- 会議運営について、会議自体を減らすのが本当のリデュースである。全体的に具現化していく方策を検討いただけるとよい。
- 震災瓦礫の受け入れについて、公共工事における検討はどのような状況か。

- ⇒ 被災地で発生した瓦礫の取扱いをグリーン購入法で規定した場合、全国的な需給バランスや輸送負荷の増大等の影響が発生するため、被災地において現場単位で対応しているという状況である。（国土交通省）

2．古紙の定義等に係る専門委員会について

【古紙の定義について】

- 産業古紙の定義について、産業古紙のただし書き以下は損紙を定義したものと整理するとわかりやすい。紙については今回の考え方でよいと思うが、他の素材等のリサイクルとの兼ね合いをどう整理されているか。
- ⇒ ISO 14021 のリサイクル材料の定義では、同一工程内で再利用されるものは除外されている。古紙については、同一工程の考え方を製紙工程の範囲で捕らえたものだが、同一工程の捕らえ方は材料ごとに考えていくべきである。また、子会社等の扱いについては、資源有効利用法に基づき運用されてきた経緯を踏まえ設定したものであり、他の材料についても運用実態を踏まえて設定していくべきものと考えている。（環境省）
- あくまでも文章の書き方の問題であるが、ただし書きの部分について、何がみなし損紙なのかわかりにくい表現となっているので整理が必要ではないか。
- 子会社、関連会社から出たものは基本的には損紙である。外部の会社を通じたものは古紙とするという整理であり、明確である。
- 資料 2 の別紙について、A 製紙の別工場から出たものが、戻っていく経路によっては古紙になること、紙の加工業者から出たものは古紙回収業者を通さないと古紙にならないことなど、定義と図との関係性が明確でない。また、持続可能性を目指したパルプであるかどうかを確認するための判定基準があるとよいのではないか。
- ⇒ 他の紙加工事業者から出たものは、定義のただし書きより前に記載されている部分に該当する。通常は他の紙加工事業者から A 製紙に直接进入るケースはなく、古紙回収業者を通っているため、このように図示した。また、A 製紙の別工場から出るものについては、子会社、別工場等が遠方にある場合は、環境負荷を考慮しても古紙回収業者に出した方がよいケースがあり、そこに該当するものが定義の最後の括弧書きにある「当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は古紙として取り扱う。」という規定である。（環境省）
- 工場の距離で判断するのであれば、何キロ以上であれば遠いと判断するかを明確に示す必要があるのではないか。
- ⇒ 別工場のものは基本的には損紙として取り扱っていただくが、そこを担保していくにあたって、古紙の種類や損紙の量、取扱い等について製紙会社に情報開示を求めていく必要があると考えている。（環境省）
- 資料 2 別紙について、産業古紙の中で適用除外になる損紙の取り扱いであることが明確にわかるようにすべき。

【古紙パルプ配合率の定義について】

- 古紙パルプ配合率の計算式について、損紙と古紙だけで作られたものは古紙パルプ配合率

100%となるがこの式でよいのか。

- ⇒ 例えば損紙が 80%、古紙が 20%の製品は、計算上は古紙パルプ配合率 100%になるが、製紙メーカーは損紙を出さない努力をしているところであり、意図的に損紙を多く配合することは趣旨に反している。損紙を有効に使う前提のもと、従前より使用してきた計算式である。（事務局）
- 古紙パルプ配合率の計算式について、ISO には損紙の定義がないため、損紙はバージンに入ることになる。計算式は同じであっても、定義の部分が異なるため違う数値になるのではないか。
- ⇒ 古紙パルプ配合率の定義は ISO に基づいているものではなく、グリーン購入法において従前から用いている計算式である。古紙と損紙だけで作ることは趣旨に反しているため、製紙会社には情報開示等をお願いし、適切な運用を行っていただく必要があると考えている。（環境省）
- 損紙の比率が高くても古紙と損紙だけで作った場合はすべて古紙パルプ配合率 100%となること、一般に理解されるような説明が必要である。
- 損紙を今回改めて定義し古紙パルプ配合率の計算式から外す理由は何か。
- 従前、製紙工程内で発生した損紙は、既に入っているものとして式の中には入れていなかった。損紙を計算式上どう扱うかは議論になると思うが、実態としては以前から分母・分子に含めていないということである。
- 製品重量を分母にするという考え方もあるが、現在の配合率を再計算しなければならないため、数年をかけて検討をしていく必要がある。
- 今回は損紙を定義し、製品のリサイクル率をどう判断するかということは次のステップとして業界で考えていく必要がある。他のリサイクル材料にも影響するため、大きな課題であると認識している。
- 配合率はあるシステムユニットを考えた時のインプット、アウトプットの関係になるため中に入っているものが式に現れないのは当然である。
- 古紙パルプ配合率の考え方は、本年度は現状の実態に合わせた形で進めることとし、今後の検討事項としたい。

【竹パルプについて】

- 竹パルプのリサイクル適性は問題ないか。
- 竹パルプは木材パルプと性質上大きな違いはなく、紙の性質もほぼ同じである。繊維の長さは、針葉樹が 3～5mm、広葉樹 1mm 程度であり、竹はその中間の 2mm 程度の長さである。繊維の直径は、少し細めで広葉樹と同程度である。成分的に大きな違いはないため、リサイクル適性等の品質についても問題ないと考えている。
- 竹パルプを入れることに賛同する。竹パルプを入れることによって、紙が廃棄物の減量に貢献しているという点で評価されるのではないか。間伐材と竹パルプは紙全体としての環境負荷低減に貢献しているものであると整理ができる。
- ⇒ 地球温暖化対策、生物多様性の保全に貢献するものとして整理したいと考えている。（事務局）

- 竹パルプは今回の目玉である。他の原料についても、どこまで環境負荷低減に寄与できるか、個別に評価しながら良いものは取り入れていく方向に進めば良い。
- 例えば、中国の竹パルプで作られた紙についての扱い等は検討されたのか。
- 量的には、東南アジアのバンブーが多く、現地では紙の原料の主体となっている。海外の製紙メーカーの竹パルプ配合紙が日本市場に入ってくる可能性はあるが、中国や東南アジア地域では竹パルプは主要な材料であり品質的には問題ないと考えている。

3 . 特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会について

- マテリアルフローやサプライチェーン全体へのアクションによって全体を良くするような作戦があれば効果的であると考えますが、そのあたりの可能性はいかがか。
- スコープ 3 の議論も出ており、サプライチェーン全体での評価をすることは可能ではあるが、無限にコストがかかると考える。提案されれば検討の可能性もある。
- 物品単体でなく、システムとして負荷を低減できるものを増やすのがひとつの道である。そういったものが役務にどれだけ取り込めるかである。何が重要かというドミナント分析を行い、全体的に見直す段階に来ている。
- リスク管理は 2020 年という目標年があり、比較的短期的に対応しなければならない問題である。一方で、地球温暖化は 2050 年を目標としている。中長期的視野で削減効果のある品目を検討していくといった前書きが出てくるとよい。
- リスクのミニマライズに関しては、他の枠組みができないと難しい。リスクベースでものを考えていくような LCA ができないと次に進めない。フィロソフィで頑張るというのは確かにある。会議運営については、サービスを提供する企業の負荷の一部であり、加点をしていくというようなことも考えられる。
- 国際的な基準との関係について、我が国の基準の方が環境負荷低減に効果的に働いている場合、国際的な基準にシフトしていくのが良いとも言い切れない。我が国のリサイクル技術について国際的な基準にアプローチをかけることも必要ではないか。国際統合は、今後あらゆる分野、素材で問題になってくると考えられるため、何らかの指針を出していただけるとよい。
- 国際統合に関しては、測定方法は共通化すべきであるが、それをベースにどういう基準にするのかは、議論のあるところである。市場を開放するために我が国の基準を下げることに反対である。
- 国際的な関係の議論の前に、なぜ我が国がより高い基準を設定しているのかを明確化し説明できるように準備することが先決である。

以上